

# 照曜山寶蓮寺 信徒規約

## 第一条

(目的) この規程は照曜山寶蓮寺（以下、当山と称す）の信徒に関する事項を定める事を目的とする。

## 第二条

(信徒の定義) 当山に所属して仏事を勤修するが、諸事情により門徒講へ加入できない方を信徒とする。

## 第三条

(誓約書) 当山の信徒となる場合、所定の誓約書に必要事項を記入し、署名・捺印の上で住職に提出する。

## 第四条

(信徒費) 信徒は、定められた信徒費（協力金）を、原則として前年度中に納入しなければならない。

信徒費（年額） 1万円

- (2) 年度途中の入退については、当該年度分の信徒費を納入するものとする。
- (3) 信徒費未納の場合、原則として仏事の勤修を受けられないものとする。
- (4) 信徒費は、当山に持参するか、下記の所定口座に振り込むものとする。

ゆうちょ銀行 記号 17290 番号 14922891 名義 宗教法人 宝蓮寺

## 第五条

(信徒認定) 信徒であることの認定は、誓約書の提出と初年度分の信徒費納入をもって行う。

## 第六条

(辞退) 当山の信徒を辞する場合は、所定の辞退願に必要事項を記入し、署名・捺印の上で住職に提出する。

- (2) 会費未納分がある場合は、未納分を完納した後に辞退書を提出する。

## 第七条

(不認定) 信徒費を未納、または3年間行方不明の場合、信徒としての認定を行わない。

## 第八条

(信徒再認定) 未納分の信徒費（再認定の年度分まで）を完納すれば、再び信徒の認定を行う。

## 第九条

(その他) 信徒費は、照曜山寶蓮寺の護持発展のために使用するものとする。

- (2) 会計は住職が行うものとする

## 附則

この規約は 平成 28 年 4 月 1 日から施行する。



照曜山 寶蓮寺  
信徒誓約書

年 月 日

照曜山 寶蓮寺 御住職 様

住 所：〒

\_\_\_\_\_

氏 名： \_\_\_\_\_ 印

電 話： \_\_\_\_\_

このたび、照曜山寶蓮寺（浄土真宗本願寺派：福岡県築上郡築上町上別府 1072）の信徒として「信徒規約」に同意し、遵守することを誓約します。